（電子記録債権法施行規則の一部改正）

第十一条　電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項第三号の二中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に、同項第五号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第三十三条第二項第二号ハ及び第三号ハ、第三十五条第三項第十二号の二及び第十四号の二、第三十六条第三項第十二号の二及び第十四号の二、第三十七条第三項第十二号の二及び第十四号の二並びに第三十八条第三項第十二号の二及び第十四号の二中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

（前払式支払手段発行保証金規則の一部改正）

第十三条　前払式支払手段発行保証金規則（平成二十二年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式記載上の注意2．中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第三中「印」を削り、同様式記載上の注意2．中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第四中「印」を削り、同様式記載上の注意2．中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第五中「印」を削り、同様式記載上の注意2．中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第七中「印」を削り、同様式記載上の注意2．中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第八中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第九中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（資金移動業履行保証金規則の一部改正）

第十四条　資金移動業履行保証金規則（平成二十二年内閣府法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第三中「印」を削り、同様式記載上の注意1．中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第四中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第五中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第七中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

様式第八中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第十一中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府
財務省令第十二号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四条第二項第七号、第十条第一項、第十八条第一項、第二十五条第三項、第二十七条第三項、第二十九条第三項及び第三十一条第三項の規定に基づき、特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　取締役及び監査役の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて

法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面